

第9回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年4月27日(月) 15:00~15:23

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第9回、通算16回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課 主査 長
尾和歌子さんです。

はじめに、対応状況等につき、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

対応状況の資料を御覧いただきたいと思います。

本日の開催趣旨ですが、青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等に係る補正予
算の先決処分についての報告。そして、ゴールデンウィーク期間中における外出自粛等の徹
底でございます。

なお、ゴールデンウィーク期間中も必要に応じ、対策本部を開催することがございますの
で、想定しておいていただきたいと思います。

対策本部、各部の対応、前回24日の会議から追加変更になったものはアンダーラインを
引いておりますが、本日は、割愛させていただきます。

私の方からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、感染症につきまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部です。

右肩に健康福祉部とある資料を御覧ください。

県内の発生状況といたしましては、本日で、本日判明した分を含めて23名となっており
ます。

それでは、本日判明したものについて御報告します。

綴っております最後のページ、3枚目のページを御覧ください。

感染者は40代の女性、居住地は上十三保健所管内の方で、十和田市立中央病院に勤務す
る看護師の方です。

経緯ですが、4月11日から感染症病床で勤務をされておりまして、4月17日に咳、痰
の症状が見られたため、勤務先の医療機関を受診しています。

23日と24日に食欲不振のため、同医療機関を受診して点滴を実施しています。

25日に38℃台の発熱、26日は37℃の発熱及び倦怠感、食欲不振、咳、痰の症状が見られ、レントゲンとCTの検査を実施したところ、肺炎を確認したため、27日に環境保健センターでPCR検査を実施した結果、陽性の反応が認められたということです。

感染者については、感染症指定医療機関に入院予定というふうに伺っています。

濃厚接触者等ですが、夫、そしてその他については、上十三保健所で調査中です。

保健所の概要ですが、現在、積極的疫学調査を実施しております。

県としては、感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応したいというふうに考えております。

また、本日までの相談件数等については、2枚目の別紙のとおりでございます。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、補正予算につきまして、総務部長からお願いします。

○鉄永総務部長

補正予算について、お配りの資料で御説明いたします。

本日、専決処分いたしました令和2年度一般会計補正予算専決第2号の概要についてでございます。

まず1、補正予算の概要になりますが、今回の補正予算は2点でございます、1つ目が県からの休業要請等に協力する県内中小企業者に対して協力金を支給するのに要する経費。

もう1つが、地域経済の維持、回復を図るための市町村の取組を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずるものでございます。

総額は2の一般会計予算の規模のところの(2)にありまして、34億3455万円を計上しております。

3の今回の補正予算の財源でございますが、歳出との関連において国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金19億円を計上いたしましたほか、財政調整基金からの繰入金15億3455万円を計上いたしました。

以上でございます。

○坂本危機管理局次長

引き続き事業の内容につきまして、商工労働部長からお願いします。

○相馬商工労働部長

それでは、資料の次のページを御覧ください。

青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給というタイトルが付いた資料でございます。

今回、総予算額は24億3455万円となっております。

去る4月24日の第8回の本部会議におきまして、青森県における緊急事態措置等の追加措置ということで、感染拡大に繋がるおそれのある施設と施設管理者に対しまして、明後日、29日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等を行うことが発表されておりますが、これに伴いまして、施設の使用停止ですとか、営業時間の短縮などで休業要請等に協力する県内中小企業者に本県独自の感染拡大防止協力金を支給するというものでございます。

対象となる施設につきましては、資料の左下の枠内に記載のとおりでございまして、1つとして、特別措置法による休業要請を行う施設。

2つ目として、特別措置法によらない協力依頼を行う施設。

3つ目として、基本的に休業要請を行わない施設のうち、以下の取組に協力をいただける施設ということで、飲食店、料理店、喫茶店などの食事提供施設等、ホテル又は旅館ということで掲げてございます。いずれの施設も県民生活を維持していく上で必要な場合があることから、一律の休業の要請は行わない、していないところではございますが、特例として、食事提供施設にあっては休業、又は夜8時から翌朝5時までの間の営業を自粛するとともに、夜7時以降の酒類の提供を自粛し、3つの密を避ける取組に協力いただける場合、指定ホテル、旅館にあっては往来抑制、外出自粛の効果が期待できる宿泊部門の休業に協力いただける場合は、協力金の対象とすることとしたものでございます。

一事業者あたりの給付額は法人が30万円、個人事業主が20万円でございます。対象数は想定で県内全域で約1万者を見込んでおります。

実施にあたりましては、右にございますとおり、円滑な支給事務が行われるよう、地域の商工団体と連携しながら進めて参ることとしております。

説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、企画政策部長からお願いします。

○橋本企画政策部長

それでは、資料の最後のページですね。新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助について御説明いたします。

予算規模は総額10億円となっております。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている地域の経済を維持、回復するための各市町村の取組を支援するものです。

内容ですが、補助金の交付先は市町村となります。

対象事業ですが、既に市町村によっては自主的な経済対策を実施しているところも出てきております。市町村が自発的、主体的に取り組む新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済の維持、回復のための雇用対策、需要喚起等の事業が対象となります。

また、この感染症の影響を受けている事業者の方や商工団体の方々が行う取組について、

この取組を市町村が支援する場合、間接補助といいますけれども、こういったことについても対象とするものでございます。

なお、この補助金について住民の方への一律の給付金といったものについては、対象外でございます。

次に補助額等ですが、補助率は10分の10、一事業あたり1500万円を上限としますが、これは原則ということで、例えば、市によっては人口規模があつたり、影響を受けている事業所の数が多かったりといったようなところについては、そういった状況を踏まえて、この事業について柔軟に対応したいというふうに考えております。

また、この補助金の事務についてですが、各市町村がそれぞれ円滑に対応していけるようにするため、各地域県民局が交付申請の内容を踏まえて決定をしていくという形でスピード感を持って対応できるようにしていきたいと考えております。

事業例ですけれども、そこに書いていますように、地域の消費需要を喚起するために行う事業。例えば、クーポンを発行するとか、そういったようなものだったり、広告を出すとか、あるいは通販のサイトを作るとか、そういった消費を喚起する事業。あるいは、こういったことを商工団体の方々が実施する場合の間接補助といった事業。

それから、事業者の事業活動を支援するための固定経費、例えば、家賃ですとか、そういったようなものに支援する場合も対象としたいと考えています。

こういった固定経費を支援するものについては対象とするということで、一律の損失の補償ということは対象とはなりません。こういった固定経費ですとか、そういった経費を支援するという形で、そういった地域の経済活動を維持していただくということについては対象としていきたいと考えています。

また、地域の雇用の維持や雇用の創出の取組に対する支援。

そして、最後、書いていますが、地域の公共交通を維持するための交通事業者に対する支援といったようなものが考えられます。

これは、あくまでも事業例ですので、今後、市町村の方に丁寧に説明をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。

補正予算については、この10億円ということですが、これ以外にも地域、元気な地域づくり支援事業ということで、市町村が行う主体的な地域づくりについての補助金も、実は当初予算で3億円計上しておりますが、こういった事業、地域づくりの事業でも地域の経済を回していくような事業で市町村が検討していきたいということについて、これは、補助率と新設の事業とは違いますけれども、そういった部分についても、相談には応じていって、全体として市町村の対応について県として支援していきたいというふうに考えています。

以上です。

○坂本危機管理局次長

各部局から御発言があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民へのメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項からであります。

ゴールデンウィークを控え、県境をまたいだ人の移動の増加や繁華街等への人出の増加が見込まれますことから、去る4月24日には、接触機会の低減と往来抑制の観点から、追加の緊急事態措置として休業要請等を行ったところであります。

また、先ほど関係部長から報告がありましたとおり、本日、新型コロナウイルス感染症に関連して、「感染拡大防止協力金給付事業費」及び「新型コロナウイルス対応地域経済対策事業費補助」について、補正予算を専決処分したところであります。

今般の休業要請等については、事業者の皆様方の痛みを伴うものでありますが、商工労働部においては、早速、事前相談窓口を設置し、初日の昨日は千件を超える相談に対応していただきました。迅速な対応に感謝いたします。

本日も、相談が殺到しているようでありますが、引き続き、厳しい経営環境に置かれた中小企業者の立場に立って、少しでも力になれるよう、地域の商工団体と十分連携し、中小企業者の方への周知徹底と速やかで円滑な協力金の支給に努めてください。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県内においても経済活動の停滞による影響は幅広い地域、そして業種に及んでおり、地域経済を取り巻く状況は一層厳しさを増しております。

このような中、各市町村においては厳しい財政状況の下、地域経済を維持していくため、独自の取組を始めております。

今回の専決処分により予算措置した10億円の「地域経済対策事業補助金」、さらには当初予算で措置しております「3億円の元気な地域づくり支援事業補助金」も活用して、市町村や商工団体、そして農協、漁協などが各地域の実情を踏まえ、地域経済と住民生活を守るために主体的に取り組んでいただくことを期待しておりますので、地域県民局をはじめ各部局におきましては、部局間、そして市町村と十分に連携して取り組むよう、これも指示いたします。

各職員におきましては、事業者の方々に痛みの伴う休業措置を要請していること、また、県民の皆様方に対して外出、そして移動の自粛等の協力を要請しているところであり、ゴールデンウィーク明けまでの期間が、極めて重要な時期であることを強く自覚し、県民の手本となる行動を率先して実行することを、これもお願いします。

また、連休期間中における感染状況の変化や、自然災害の発生等に備え、危機管理局・健康福祉部のみならず、全ての部局において連絡体制の確保に万全を期すよう留意をしてください。

なお、本日、本県において23例目となる新型コロナウイルス感染症患者が発生したところであります。

今回の事案は、十和田市立中央病院の看護師の方でございます。

健康福祉部においては、感染者に対する医療措置や、病院内における感染防止対策の徹底を図るとともに、濃厚接触者の詳細の把握、健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向

け、迅速かつ全力で対応するよう指示をいたします。

引き続き、県の対処方針に則り、感染防止対策の充実及び地域経済や県民生活への影響を最小限にとどめるための施策について、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

続きまして、県民の皆様方にお願いがございます。

今週からゴールデンウィークが始まります。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして各保健所等において防疫検査業務を実施している方々には、感染制御を行いながら、診察や日常の業務を継続するなど、厳しい環境の中であって、それでもなお、日夜必死に御対応いただいているところであり、またこの連休中もゆっくと体を休める暇はないものと拝察いたします。

県民を代表して、改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げる次第であります。

さて、ゴールデンウィーク中は、県境を跨いだ人の移動の増加や繁華街等への人出の増加が見込まれるところであり、いかにこれを抑えるか。そして、いかに人との接触機会を低減するかが、今後の感染患者発生の動向を左右する鍵になるものと考えております。

緊急事態宣言を受けて、県民の皆様方には、既に、不要不急の外出の自粛や他県との往來の自粛等に御協力をいただいているところではありますが、こうした取組は、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって、初めて効果が得られるものと考えております。

去る4月24日には、「心をひとつに故郷を守ろう」とのキャッチフレーズのもと、東北各県及び新潟県等が共同で緊急宣言を行ったところであり、東北・新潟県の圏域内、関東・関西方面等他地域も含め、都道府県を跨いだ不要不急の移動の自粛等について御協力をお願いしているところです。

また、本県においては、感染拡大防止を図るため、様々な業種の皆様方にゴールデンウィーク中の休業を要請しているところでございます。

私からは、ゴールデンウィークを目前に控えまして、県民の皆様方に御協力をお願いしたい事項について改めて申し上げさせていただきます。

まずは、できるだけ人と人との接触機会の低減に取り組んでください。その第一歩として、不要不急の外出は自粛してください。

なお、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活の維持のための行動は不要不急の外出に該当いたしません。

都道府県を跨いだ不要不急の移動は自粛してください。特に感染がまん延する首都圏など、13の特定警戒都道府県との往來については、自粛を強くお願いいたします。

繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛していただくとともに、あらゆる場面において3密を避けることを徹底してください。

更に感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指しましょう。

そして、感染防止の基本となります手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状があ

る場合には、会社を休むなど、拡散防止に繋がる行動をお願いいたします。

そして、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置しております「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが「帰国者・接触者外来」に案内をいたします。

また、食料、医薬品や生活必需品に係る買い物につきましても、3密とならないよう、各店舗の取組に御協力いただきますとともに、買い占めに繋がる過度なまとめ買いなどはお控えいただくよう、冷静な行動をとってください。

以上、ゴールデンウィーク中における感染拡大防止を図るための県民の皆様方に対するお願いとなります。

特に、連休を機に故郷の御家族のもとに帰省しようと考えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、何卒、今年だけは帰省を我慢いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に本日、新型コロナウイルス感染症に関連した補正予算の専決処分についてお知らせいたします。

まず、「感染拡大防止協力金給付事業費」についてであります。

ゴールデンウィーク期間中の外出自粛、移動抑制、3密を回避することを徹底するため、明後日29日からの県内の店舗・事業所等に対する休業要請等を行ったところです。厳しい経営環境におかれた中小企業の皆様方にとっては、痛みの伴う要請であり、大変心苦しい思いではありますが、何卒、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

休業要請等に御協力いただける中小企業、個人事業主の皆様方に対しての協力金につきましては、本日の専決処分をもって正式に制度化されたところであります。

商工会議所や商工会といった商工団体、その方々とそれぞれの現場におきまして十分連携を図り、速やかで円滑な給付ができるよう対応して参ります。

なお、県では現在、お問い合わせ等に対応するために事前の相談窓口を設置しているところでございますが、電話が殺到して繋がりにくい状況という具合でございます。お詫び申し上げます。

また、支給開始時期等の詳細につきましては、追ってお知らせできるよう準備を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に専決処分の2点目、「新型コロナウイルス対応地域経済対策事業費補助」についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内においても経済活動の停滞による影響は幅広い地域、そして業種に及んでおり、地域経済を取り巻く状況は、一層厳しさを増しております。

このような中、各市町村においては、厳しい財政状況のもと、地域経済を維持していくための独自の取組を始めているところです。

この補助金は、地域経済の担い手であります事業者や地域住民の生活を守るため、市町村や商工関係団体、農林水産関係団体が主体的に実施する地域の実情に応じた創意工夫ある取組みに対して幅広く支援するものであります。

県としても、引き続き市町村及び関係団体等と一丸となりまして、地域経済の維持、回復が図られるよう、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症との戦いは、この先も続くことが見込まれますが、本県において感染拡大を抑え込めるのか、あるいは、感染が急速に広まってしまうのかは、ゴールデンウィーク中の県民の皆様方、お一人お一人の行動如何にかかっております。

県民一丸となってこの難局を乗り越えるべく、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の対策本部会議を終了いたします。